

## 子どもの自死をめぐる事実認定とその補償に関する研究

立教大学 今井聖

### ● まえがき

近年、子どもの自死は重大な社会問題、政策課題のひとつと見なされている。2021年10月に文部科学省によって公開された「令和2年度（2020年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数が415人であったという統計数値が示されたが、その数値は「調査開始以来最多」のものであったとして、マスメディア報道でも比較的大きく取り上げられた。また、文部科学省の通知文書「児童生徒の自殺予防について」（2019年2月）においても、「自殺した児童生徒数は高止まりしている状況」として、子どもの自殺対策が喫緊の課題と位置づけられた。

以上のような、統計数値を根拠に問題状況を指摘し、子どもの自死予防対策の必要性を強調する議論が展開される一方、それと関わりながらも異なる社会的・歴史的な文脈を有するのが、子どもの自死をめぐる事実認定の制度であり、補償・救済の制度である。それらの制度やそのもとで行われる実践には、子どもの自死をどのように扱うのかが具体的に現れることになる。また、そうした制度や実践の歴史的な変化には、子どもの自死をどのように扱うべきであるかという規範をめぐる争いが反映されている。その具体的なありようを明らかにするという社会学的課題に、本研究では取り組んだ。

### ● 目的

本研究では、現代日本において子どもの自死が発生した場合にいかなる事実認定のプロセスを経ることになっているのか、またその補償はどのように制度化され、いかに運用されているのかを明らかにすることを課題とした。これらの課題に取り組んだ理由は、上述したように、そこにおいて、子どもの自死という事象に対する社会的な認識を観察することが可能だからである。言い換えれば、そうした制度やそのもとでの実践を検討することによって、子どもの自死という「問題」が現在（また過去において）どのような「問題」でありえている（いた）のかを考察することができる。

子どもの自死はそれ自体が疑いなく悲劇的な出来事であり、できる限り防止すべき事象であろう。その点に、もはや議論の余地はない。だが、不幸にも子どもの自死が生じてしまった場合に、いかにしてその原因や背景に関する調査を行うべきなのか、そのためにどのような制度を設計するのか、またさらに、遺族らに対する補償・救済はどのように行われるべきか、そのための制度設計をどうするのか、といった事柄はいずれも極めて論争的であろう。実際、以上の事柄は歴史的に「争われてきた」側面がある。本研究では、そうした歴史的経緯を踏まえて、現在のあり方を記述することで、今後どのような制度や実践が担保されるべきであるのかを考

察する道筋を示すことを目指すものである。

## ● 方法

本研究で具体的に調査対象としたのは、いわゆる「第三者委員会」と、日本スポーツ振興センターによって運営される災害共済給付の制度である。これらの制度の歴史的経緯を理解するために、本研究ではそれぞれ次のような方法を採用した。

### 【第三者委員会】

子ども（児童生徒）の自死事件をめぐって、学校や教育委員会の関係者を除いて組織される事実調査と評価のための機関、いわゆる「第三者委員会」が設置されるようになったのは1990年代以降のことである。

本調査では、まず各新聞社のオンラインデータベースを利用して、1990年代以降の児童生徒の自死事件に際して設置された第三者委員会について言及した新聞記事を収集した。

また、第三者委員会の委員経験者へのインタビュー調査を実施し、第三者委員会が取り組む活動についての意見、そこでの課題などについて聴取した。なお、インタビュー調査の実施に際しては、事前に調査研究の目的を説明した上で、承諾を得て音声録音を行うなど、必要な倫理的配慮を行った。

### 【災害共済給付】

現在、「学校災害」としての児童生徒の自死事件に対して補償・救済がなされる場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度がその機能を果たすことになる。この制度は、1959年の日本学校安全会法制定を受けて、特殊法人日本学校安全会（以下、日本学校安全会）が1960年度から開始した災害共済給付事業を端緒とするものである。

そのため、この災害共済給付制度について説明した文献、資料を収集・検討した。

また、実際に児童生徒の自死事件との関係で、この制度の運用がどのように変化してきたのかを明らかにするために、児童生徒の自死事件に関するマスメディア報道（主として、新聞記事と雑誌記事）を可能な限り網羅的に収集した。

以下で述べるように、この災害共済給付制度の運用においては、2000年代以降、変化が生じることになった。その際に、いくつかの児童生徒の自死事件の遺族やその代理人弁護士が取り組んだ活動について知るために、当時の活動に関わった遺族、弁護士、新聞記者、大学教員らへのインタビュー調査を実施した。また複数の遺族から共有いただいた、給付金の支給／不支給に関する文書や、裁判資料なども、参考にした。

## ● 結果

以下では、調査を通じて明らかになった知見をまとめる。

### 【第三者委員会】

第三者委員会に関しては、いじめ事件に関する第三者委員会を概説した瀬戸（2013）や、全体的な制度状況を俯瞰した相川（2018）等の解説が存在するが、ここではまず、第三者委員会

(以下、第三者委)にあたる調査組織の設置のあり方や根拠法令などについて整理する。なお、「第三者委員会」は(固有名として冠される場合もあれど)あくまで総称・通称である。参考として例えば、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(2010年)において、「第三者委員会」とは、「企業や組織.....において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等.....が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会」とされている。

いわゆる第三者委の設置に際して、地方公共団体が主体となる場合、地方自治法が根拠となる(日本弁護士連合会が2021年3月19日付で取りまとめた「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」を参照)。例を挙げれば、「平成20年9月に館山市立中学校生徒が自死したことに関し、その全容を明らかにするとともに再発防止を図るために必要な調査及び審議を行い、市長に報告すること」を目的として設置された「館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会」は、その根拠法令等を、地方自治法第138条の4、および、館山市附属機関設置条例第3条としていた<sup>1</sup>。

なお、2010年代以降においては、『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』(2011年策定・2014年改定、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にして、調査組織としての第三者委員会が設置されるケースもしばしば見られるようになった<sup>2</sup>。

また他方で、いじめとの関連が疑われる児童生徒の自死事件に関しては、2013年に制定・施行されたいじめ防止対策推進法(以下、いじめ法)第28条にもとづいて第三者委が設置されるケースもしばしば見られるようになった。いじめ法施行以降、児童生徒の自殺などの「重大事態」<sup>3</sup>がいじめにより生じた疑いがある場合、事実関係の調査などの必要な措置が法律上義務づけられるようになったのである。

いじめ法が成立するに至るきっかけとなった事件としてもしばしば言及されるのが2011年10月に発生した滋賀県大津市の中学生自殺事件(以下、大津市事件)である。この事件では市長主導で第三者委員会が設置され、第三者委員会の調査活動や報告書で示された事実認定も社会的な関心を集めた。そこでは、委員会メンバーの選定に遺族の意向が反映され、以後の第三者委のあり方にも影響を与えるかたちとなった。

そうした事情を踏まえて、事例を例示しながら時系列的に整理すると、児童生徒の自死事件に関する第三者委は以下のように整理できる。

---

<sup>1</sup> <https://www.city.tateyama.chiba.jp/soumu/page100040.html>

<sup>2</sup> 文部科学省初等中等教育局長通知通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」(23文科初第329号、平成23年6月1日)では、学校・教委などの「初期調査」と遺族との協議などを踏まえてさらにおこなう「詳しい調査」を区別した上で、「詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等においては、具体的に調査を計画・実施する主体として、中立的な立場の医師や弁護士等の専門家を加えた調査委員会を早期に設置することが重要である」とされた。

<sup>3</sup> いじめ法における「重大事態」とは、いじめによって児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、および、児童生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を指す(同法28条1項1号、2号)。

## ■ 大津市事件（2011年発生、2012年報道加熱）以前

1996 千葉県流山市 中学生自殺

2006 福岡県筑前町 中学生自殺

2010 群馬県桐生市 中学生自殺

## ■ 大津市事件以後、いじめ法施行（2013.9.28）まで

2012 静岡県浜松市 中学生転落死（第三者委により「自殺」認定）

2012 兵庫県川西市 高校生自殺

\*2010 足立区事案、2013 奈良県橿原市事案などは、いじめ法施行前に設置決定・施行後に調査開始

## ■ いじめ法施行後

2013 熊本県三都町 高校生自殺（知事部局に設置の第三者委で「再調査」）

2014 山形県天童市 中学生自殺

2014 長崎県新上五島町 中学生自殺 \*半数の3名を遺族が推薦

(※ただし、あくまで便宜的な時期区分で事例は部分的な例示に過ぎない。)

\*いじめ（が疑われた）事件に関する第三者委員会としては、1996年千葉県流山市の中学生自殺事件に際して組織された事故調査委員会が先駆的。同委員会は、「大学関係者やカウンセラー、子供の人権の専門家など五人」「いずれも同市教委の外部の人間」（\*『朝日新聞』記事の表現）で構成された。

\*2012年品川区の中学生自殺事件では、遺族も第三者委員会のメンバーとして参加した。当初は校長ら学校関係者と区教委で構成された委員会のメンバーをのちにすべて入れ替え、遺族1人、学識経験者4人、都教委1人に変更（学識経験者のうち一人は遺族が推薦）。「文部科学省によると、いじめ調査の委員に遺族が入るのは異例という」（『千葉日報』オンライン 2012年10月17日）。

なお、調査可能性に関わる点だが、児童生徒の自死事件に際して組織される第三者委の全数を知ることは難しい。全地方公共団体に情報公開請求を行い、設置件数を調査することを試みることは可能であるようにも思われるが、膨大な作業量となるため現実的には難しいことと、それによって把握できた件数が全数であるかを確かめることはできないという限界がある。

さらに言えば、いじめ「重大事態」対応として設置された第三者委の総数を知ることもできない（「重大事態」扱いで学校などによる調査がなされた件数は公表されている。最新の数値は、「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を参照）。そのような状況の中、関連する先行研究として亀田・会沢（2020）は再発防止策を検討する目的で、過去5年間（2015年4月～2020年3月）のweb公開された報告書を収集する作業を行っている。

以上を踏まえて、本調査研究で収集できた第三者委の報告書について、ここでは特にいじめ

防止対策推進法のもとで設置された第三者委に焦点化して、整理する。

本研究期間終了時までには収集したいじめ「重大事態」の第三者委員会の報告書（一部は概要のみ）のうち、自殺事件に関するものは、計 42 件である（2013 年 9 月～2021 年までの設置事例。再調査含む）。そのうち、37 件がいじめの存在を認定。認定に至らなかったのは 5 件。ただし、非認定のうち 1 件（2014 年鹿児島高 1）は、のちに組織された再調査の第三者委員会で認定されたため、最後までいじめが認定されなかった事案は 4 件のみであった（今後さらに再調査の第三者委員会が設置される可能性はあり、「現状では」という限定つき。なお、いじめと自殺の因果関係が認定されなかったのは 13 件（加えて、1 件は判断示さず）。認定された事例でも「一定の関連性」「一因」とするもの等、ヴァリエーションがある。）。

繰り返せば、以上の数値はあくまで収集できた範囲内のものであり、統計的に意味のある数値ではないが、これを踏まえるならば、いじめ「重大事態」対応の第三者委のケースにおいて、結果としていじめの存在が認定されない事例は相対的に少数となっている。この結果は、いじめ防止対策推進法の「いじめ」定義（いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法 2 条 1 項）と定義づけられた）のもとで事実認定が行われていることを鑑みればある意味では当然の帰結であろう。この点に関するさらなる考察は別稿に譲るが、ここでは最後に、例外的に最後までいじめが認定されなかった 4 件の事例について述べておきたい。偶然にも、それらの報告書はいじめを認定しないという第三者委の判断を提示する上で、いずれも異なる論理を採用していた。第 1 に、「本委員会としては、いじめの法定義を構成する具体的な事実を確認するには至らなかった」として、そもそも検討すべき行為・出来事が確認できなかったと説明したもの。第 2 に、検討すべき行為・出来事は確認されたものの、被害が疑われる児童生徒の「苦痛」が確認されなかったと説明したもの。第 3 に、「法的定義を形式的に当てはめるのではなく総合的に検討」すると認定できないと説明したもの。第 4 に、法のいじめ定義とは別の基準で、社会通念上いじめと評価できるか検討した結果、認定できないと説明したもの、である。

#### 【災害共済給付】

災害共済給付制度の性格としては、何よりも、この制度が「わが国で唯一の学校事故に対する救済を目的として制度化されたものである」（学校事故研究会編 1977: 9）ことを指摘できる<sup>4</sup>。同制度が開始されるまで、「学校災害」の被災者は「全く放置されてきたに等しい」（学校事

---

<sup>4</sup> ここでは「学校事故」という言葉が用いられているが、同制度に即せば「学校災害」と述べるほうがより正確である。というのも同制度において「事故」と「災害」という語は次のような関係にあるからである。「日本学校安全会法上『災害』とは、『学校の管理下における児童・生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡』と規定されており、『事故』はその災害の原因となる『ものごとの正常性を妨げる突発的な事象』と解されている。従って、学校の管理下で事故が発生しても、その結果として災害の起こる場合もあるし、災害の発生に至らない場合もある。日本学校安全会の災害共済給付事業では、事故の結果、災害が生じた場合に、その災害を救済しているのであり、その原因である事故を救済するという考え方はない」（学校事故研究会編 1977: 60-61）。以

故研究会編 1977: 145) 状況に置かれていたのである。そうした時代を経たのち、1959年の日本学校安全会法制定を受けて、特殊法人日本学校安全会（以下、日本学校安全会）が1960年度から開始した災害共済給付事業がそうした制度のはじまりとなった。以後、同法人は行政改革の流れのなかで、1982年より日本学校給食会と統合されて特殊法人日本学校健康会となり、1986年には特殊法人日本体育・学校健康センターへと改組された。さらに2002年に独立行政法人日本スポーツ振興センター法が公布されて、2003年には独立行政法人日本スポーツ振興センターが設立された。そのいずれの段階においても災害共済給付制度の基本的性格に変わりはなく、現在に至るまで「学校災害」に対する補償・救済を目的とした最も主要な制度であり続けてきている。

なお、災害共済給付金の種類には、「医療費」「廃疾見舞金」（のちの「障害見舞金」）「死亡見舞金」があるが、本章はそのうち、死亡見舞金のみ焦点を当てる。死亡見舞金は、1960年に制定された日本学校安全会法施行令により、「児童及び生徒の死亡でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの」（『安全会法』施行令第三条第1項第四号より）を対象に、亡くなった児童生徒の父母らに対して支給されるものと定められた給付金である。そこで言われる「学校の管理下」とは具体的には、授業中、その他の課外指導中、休憩時間中で学校にいるとき、通学中が範囲とされた（『安全会法』施行令第三条第2項）<sup>5</sup>。

以上を踏まえて、本研究で焦点化した問い、すなわち学校災害のなかでも児童生徒の自殺が補償・救済の対象となりうるようになったのはいつであるのか、また制度の運用はどのように変遷してきたのか、という点について整理する。本研究から得られた知見は、以下のようにまとめられる。

- (1) 1970年代後期、小学生による学校での自殺事件を契機に、「学校の管理下の災害」としての自殺が成立した。
- (2) 2000年代以降、中学生の「いじめ自殺」事件を契機に、「学校の管理下の災害」としての自殺の範囲が拡大した。
- (3) 2010年代以降、高校生の自殺に意志を想定する規定が争点化し、結果として高校生の「故意」による自殺でも例外的に補償・救済の範囲に含まれる場合が見られるようになった。

(1) に関しては、1978年10月31日に東京都府中市で発生した小学4年の女子児童の自殺事件（以下、府中市事件）が契機となっていたことが明らかになった。詳しい経緯や内容は今井（2021）で整理したが<sup>6</sup>、この事件について報じた新聞各社のなかでも特に『毎日新聞』は、1979年2月2日には死亡見舞金の給付決定についても報じている。ここでは、この府中市事件が、

---

<sup>5</sup> 日本学校安全会が年度毎に発刊していた『学校の管理下の災害』によれば、事業開始年にあたる1960年度には既に全学校種別の合計で226件の「死亡」が数えられており、その後暫く200件以上で推移していることから、死亡見舞金はその運用開始当初より広く活用されていたことが窺える。なお、支給額については、制度開始当初は一律300万円とされ、通学中の場合のみ半額支給と定められた。1978年に一律1200万円（通学中は半額支給）とされて以来、度々増額され、現在では一律3000万円（通学中は半額支給）と定められている。

<sup>6</sup> 今井聖（2021）「〈子ども〉の自殺をめぐる補償・救済の論理：災害共済給付制度における運用上の変化に着目して」『教育社会学研究』第108集、pp.141-161。

児童生徒による「はっきり自殺とわかる」死亡で初めて死亡見舞金が支給された事例であると明らかにされているが、同時に、死亡見舞金の給付をめぐる判断において、その死が「自殺であったこと」をどう見なすのかが問題になったことも明らかにされている。しかし他方で、上記の支給決定をもとに、〈中学生〉以下の〈子ども〉<sup>7</sup>の自殺は補償・救済されるべきという規範的理解が当時の社会において共有されたと単純に言い切ることもできない。支給決定の後で『週刊新潮』（1979年2月15日号）に掲載された「教室で首つり自殺した小学4年少女の『欠陥家庭』に1200万円」と題された記事は、「学校側にはまったく落度のない」自殺に「1200万円もの“見舞金”が支払われる」ことが否定的な論調で伝えられている。このような記事の存在が示唆するのは、府中市事件での死亡見舞金の支給決定が、むしろ当時の社会において逸脱的なものと見なされていた可能性である。したがって、府中市事件を契機に、制度上は「学校の管理下の死亡」として補償・救済される〈子ども〉の自殺が成立したものの、それは必ずしも社会の認識を反映した制度の変化によってもたらされたわけではなかったと言える。

次に（2）の変化、すなわち、「学校の管理下の災害」としての自殺の範囲が拡大したことについて述べるが、これは、2007年の「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令」の改正によるものである。同省令第24条第3項においては従来、死亡見舞金（災害共済給付金の種別）の給付対象は、「学校の管理下において発生した事故に起因する死亡」と規定されていたが、それがこの省令改正によって、「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」へと変更された。

この条文内の文言上小さな変化は、制度運用のあり方に大きな変化をもたらした。というのも、学校の管理下において発生した「事件」に起因する死亡という条件は、いじめに起因するとされる自殺や、体罰・不適切指導に起因するとされる自殺を、補償・救済の範囲に含み込むことを可能にするものであったからである。こうした変化は、制度の運用のあり方を「問題化」する遺族やその支援者らの運動の結果としてもたらされたものである点で、社会運動的側面を多分に有していた。

では、そうした変化が生じたのはなぜか。本研究で着目したのは、2006年に福岡県筑前町で起きた「いじめ自殺」事件（以下、筑前町事件）であり、この事件の遺族や代理人弁護士、さらにはそれらの「当事者」らの声を伝えるかたちで問題化の活動を展開したマスメディアの存在である。そうした局面において、遺族側により主張されたのは「制度の運用に不備がある」ことであったが、それはすなわち、「いじめ」との因果関係が認められた自殺であるにもかかわらず、発生場所を基準にして補償・救済の範囲から〈中学生〉の自殺を除外することは不当だという論理であった。そうした遺族側の主張にとって前提とされたのが、学校での「いじめ」を苦にして自殺してしまう〈子ども〉がいるという事実や、そうした「いじめ自殺」が学校外の場所でも起こりうるという事実に対する社会の認識であった。そのような「いじめ自殺」についての社会の認識があってはじめて、学校外での〈子ども〉の自殺を「学校の管理下における災害」として補償・救済の対象に含みこむことが可能になったのである。ここに、「いじめ自殺」を契機とした、〈子ども〉の自殺をめぐる補償・救済の論理の転換を見ることができる。

（3）に関しては、以下の法令上の規定が争点となった。

---

<sup>7</sup> ここでは〈子ども〉と表記することで、それが社会的に用いられるカテゴリーであることを示す。同様に〈小学生〉〈中学生〉〈高校生〉と表記する。

センターは、高等学校、高等専門学校及び専修学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。（「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」第3条第7項）

この施行令の規定により、〈高校生〉が故意に自殺したとされる限り、それが「学校の管理下において発生した事件に起因する」自殺と見なせる場合も、死亡見舞金の給付対象外とされてきたのである。

この規定（以下、「高校生規定」）に関して、ある高校生の自殺事件について報じたある記事においては、「父親は『死ぬ以外に逃げ道がないと思い込んで自殺するのであって、そのことに中学生も高校生も区別はない』とし、裁判を通じて『線引き』自体の見直しも呼びかけたい考えだ。弁護士も『正常な判断能力を失ったからこそ自殺するという考えがスタンダード。センターの基準は時代遅れだ』と指摘する」（「高校生自殺は対象外 災害共済給付に異議も」『朝日新聞』2013/1/10 東京本社版朝刊、38頁より抜粋）という記述が見られた。この記事で伝えられた遺族の主張においては、〈中学生〉と〈高校生〉を自殺に関する意志能力において区別するのかという疑問を呈すことで、「高校生規定」の合理性が問題視されている。さらに着目すべきは、遺族側弁護士のコメントにおいて、「正常な判断能力を失ったからこそ自殺するという考え」、いわば現代的な自殺観<sup>8</sup>を参照することで「高校生規定」を問題化する主張が構成されている点である。そこでは端的に、〈高校生〉の自殺における意志の介在を否定することが試みられたのである。

最終的に、2016年9月7日には、『センター法』施行令が改正され、「高校生規定」にも変更がもたらされた。各学校・保育所等の設置者宛てに、JSCの理事長名義で出された通知文書「災害共済給付における高校生等の故意の死亡等の取扱いの改正について」の「改正の内容」では、その変更について次のように説明されている。

高校生等が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等について、災害共済給付の対象となりました。（「災害共済給付における高校生等の故意の死亡等の取扱いの改正について」2016/10/6）

したがって、この『センター法』施行令の改正により、〈高校生〉の自殺の場合も、それが「い

---

<sup>8</sup> ここで言う現代的な自殺観とは、自殺を「個人の自由な意思や選択の結果」ではなく、「追い込まれた末の死」として捉える見方を意味する。2007年に内閣府が制定した『自殺総合対策大綱』や、その参照元であるWHO（世界保健機関）の自殺定義ではこうした自殺観が採用されている。それは、自殺者の心的状況に精神疾患の発症が見られる場合が多いとするなど、精神医学的知識にもとづく認識を基本とするものである。



じめ」や「体罰」等の、本人の「責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担」によってもたらされた「故意」による自殺とされれば、死亡見舞金が支給されることになったのである<sup>9</sup>。

そうした変化は、自殺を外的な要因によって「追い込まれた末の死」と見なす現代的な自殺観が広まり、〈高校生〉の自殺にも適用されるようになったことの帰結として考えることができる。というのも、上記通知の「改正の趣旨」においては、次のような記述が見られたからである。すなわち、「近年の自殺等に係る社会の認識の変化等を踏まえ、いじめや体罰など本人の責めに帰することができない事由を背景とする高校生等の行為の死亡等については、災害共済給付を行うことができるようにする」(上記通知文書の別添 1) という記述である。ここで明確に、「高校生規定」改正の説明資源として「社会の認識の変化」への言及があったことが確認できる。

しかし同時に、再度強調したいのは、そうした改正を経てもなお、〈高校生〉の自殺に、意志の介在を想定する「高校生規定」自体が廃されたわけではないという事実である。すなわち、「いじめ自殺」や「体罰を苦にした自殺」のように例外的に補償・救済の対象とされる自殺の存在が認められたものの、〈高校生〉の自殺に意志を想定する「高校生規定」の基本姿勢は、今日まで変わってはいないのである。

## ● 考察

まず、第三者委員会と災害共済給付という 2 つの制度領域を調査したことについての若干の補足を行っておきたい。実のところ、災害共済給付制度の実際の運用のあり方は、子どもの自殺に関する事実認定の実践やそのための制度とも分ち難く結びついている。具体的には、公的な組織である第三者委員会がどのような事実認定をおこなうのかによって、死亡見舞金の支給／不支給に関する日本スポーツ振興センターの判断は大きく影響を受けることになるのである。すなわち、ある児童生徒の自殺について、第三者委員会が「いじめ」が原因である（「いじめ自殺」である）ことや、教師の指導が原因であるといった認定をおこなった場合、その児童生徒の自殺は「学校の管理下の事件」に起因するものとして扱われ、災害共済給付の対象と見なされる場合が少なくない。その意味で、第三者委員会による事実認定の実践は、遺族らに対する災害共済給付金の支給という、制度にもとづいておこなわれる広義の「被害者救済」のための実践とも密接に関係しているのである。

さらに言えば、災害共済給付という制度にもとづく実践には、金銭的な補償・救済としての意味に限定されない、遺族らにとっての重要な意味が備わっているようである。ある遺族は、個人ブログにて、次のように記していた。

今年の 4 月後半、

市教委から、センターからの書類が郵送されました。その内容欄を読んだとき

---

<sup>9</sup> この改正を受けて、先に記した第 3 条第 7 項には、次の文言が追記された。「ただし、当該生徒又は学生が、いじめ...体罰...その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない」(一部省略)。

「私たちが言ってきたことをきちんと汲んでくれる。学校に問題があった」

「見る人が見ればわかるんだ。報告書というものは本当に大切なんだな」

という感想を持ちました。

そう思った文章を一部抜粋、要約しておきます。

本件は、「1 事件の原因別」で、自死の主たる理由について、学校の見解は(1)学校問題の「その他（複数の要因）」を選択していますが、災害の発生場所、場合及び日時は校外学習のものとなっており※、報告書ではいじめその他の複数の要因によって被災生徒の自尊心が大きく低下し、それが自死の背景になっていると考えます。

また、「児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実」があったものと認められるため、「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」と認める。

…（中略）…

公の機関が、こうして「学校に問題あるよ」って認めてくれたことがどれだけ嬉しかったか。これまでの苦労が報われた瞬間でした。

(<https://ameblo.jp/ashinakou/entry-12612612491.html>、2022/10/15 最終閲覧、一部省略)

ここにおいて、災害共済給付を担う日本スポーツ振興センターの決定に対する、遺族による意味づけ方を確認することができる。すなわち、ここで遺族は、ある種の「公の機関」である日本スポーツ振興センターが、児童生徒の自死を学校の管理下における事件に起因するものと認定したという事実をもとに、日本スポーツ振興センターが「学校に問題があった」と見なしたと解釈したという趣旨の考えを述べている。見てきたように、死亡見舞金の給付は、学校の管理下の出来事としての「学校災害」に対して行われるものであるが、それは逆に、死亡見舞金が給付されるということは、当該の自死を学校の問題として扱うことが社会的に承認されたものとして理解されうるということである。遺族となった人びとが、この制度の運用をめぐる様々な活動を展開してきたのも、この制度が、金銭的な補償・救済という意味に限定されない、「学校の問題」を指摘することに寄与する意味を担うものとして理解されてきたからに他ならないだろう。

児童生徒の自殺という「社会問題」や、それと密接に関係し続けてきたいじめや体罰といった「社会問題」（あるいは「教育問題」）は、基本的には「被害者」としての児童生徒側に共感的な対応を重視するかたちで、今日まで展開してきた。そのことは、災害共済給付という制度の運用上の変化を見ることで最もよく観察することができた。というのも、直接的に関係者間の責任が問題となる裁判の場において、児童生徒の自殺に対する学校側の責任が問われるり方は、それほど直線的にも、劇的にも、変化してきてはいないからである。この点を、どこまで「対照的」なものとして見ることができるかは難しいところであるが、もとより災害共済給付制度は、過失の有無を争点化しないかたちで、「学校災害」の犠牲者としての児童生徒（の遺

族ら)への補償・救済を可能にする制度として形づくられたものであった。そして、第三者委員会の制度化や、災害共済給付制度の運用が変化してきた歴史的な展開は、そうした「学校災害」の犠牲者としての児童生徒(の遺族ら)への補償・救済の間口を広げる方向性を推し進めることであった。第三者委員会という制度とも結びついてきた災害共済給付という制度は、裁判を通じては学校側の責任を問うことが叶わず、結果として学校側に問題性を帰属できずに「泣き寝入り」する他ない立場に置かれてきた遺族たちの声をも拾い上げる役割を果たしてきたし、その担いうる範囲を広げてきたものとして考えることができるのである。

こうした歴史的な変化は、自死に「追い詰められた」子どもたちに対して共感的姿勢で寄り添うことを重要視するという価値的立場が社会的に選択されてきたことの現れとして考えることができる。より明確に言えば、社会がそのように変化してきたことの推進力には、2つの異なる種類の共感があったと言えよう。それはもちろん、第一義的には自死に「追い詰められた」子どもたちに対する共感であるが、それに加えて、遺族となった人びとへの共感である。

本研究で検討を加えることができたのは国内の動向のみであるが、自死した子ども、および、その親という遺族への共感が規範的に要請され、社会制度もそうした人びとに対してより共感的なものへとつくり変えられていく動向は、「現代的自殺観」がかつてより強く人びとの認識を規定し、社会的に共有されるようになりつつある様々な国や地域においても見出すことができると推察される。そうである以上、私たちが問われているのは、自死を基本的に「追い詰められた」末の死と見なし、「犠牲者」やその家族に対する共感的姿勢を重要視するという方向で社会制度を設計していくことの意義ばかりか、反対にその問題点も正しく認識することであろう。

本報告書では十分議論できないが、児童生徒の自死に関する補償・救済のあり方には、いじめをはじめとする学校での出来事と児童生徒の自殺を概念的に結びつけることで達成・拡充されてきた側面がある。それゆえ、自死した児童生徒への共感を最重要視する過程において、その他の人や組織(具体的には、いじめの「加害者」とされる他の児童生徒や、自死につながる生活上の出来事を管理・統制しきれなかったと見なされる教師、学校など)を悪しき存在として断罪したり、無能力な存在として蔑めたりすることも行われてきた。子どもの自殺という出来事が悲劇でしかあり得ないものであるからこそ、残された人びとはそうした種々の責任をめぐる実践に取り組みながら事態を収めていく他ないわけであるが、その際には遺族たちへの共感と同時に、残された人びとが互いに納得できるようにそれぞれの言い分を主張できる、フェアな関係が築かれなければならないだろう。残された人びとにできることは、その子どもの生前にどのように関わっていたのかを語り合うことだけである。そしてそれは、特定の誰かのために為されるべきものではない。残された人びとが、ただ率直に思いを語り合うことができる空間こそ、死者を弔うためにも、また自分たちがその死を受け止めて生きていくためにも、担保されなければならないはずである。

## ● 文献

相川裕, 2018, 「学校事故対応指針と第三者委員会の課題:主に学校事故の調査に関して」『日本教育法学会年報』第47号, pp.62-69.

学校事故研究会編, 1977, 『学校事故の法制と責任』総合労働研究所.

亀田秀子・会沢信彦, 2020, 「いじめ重大事態に係る調査報告書における再発防止に向けた提言

の分析：過去5年以内にインターネット上で公表された調査報告書からの検討」『教育学部  
紀要』（文教大学）54号，pp. 253-276.

瀬戸則夫，2013，「いじめと第三者機関」『日本教育法学会年報』第43号，pp.133-141.